

立地等事業計画認定通知書

相模原市指令（産雇）第25号

株式会社ラッシュジャパン

代表取締役 アンドリュ マーティン ゲーリー 様

平成22年3月10日付で提出のあった立地等事業計画認定申請書については、次のとおり認定したので、相模原市産業集積促進条例第5条第2項の規定により通知します。

平成22年7月12日

相模原市長 加山 俊 夫



立地等の種類	新設	
立地等年月日	着 手	平成22年 4月 1日
	操 業 開 始	平成24年 9月 1日
立地等の場所	相模原市南区当麻字上河原2708-1外	
投下資本額	5,047,000,000円	
奨励措置の種類	施設整備奨励金、雇用奨励金、不均一課税	

1. 認定条件

- (1) 本条例及び関係法令等を遵守すること。
 - (2) 本条例の趣旨を十分理解し、市民の雇用機会の創出及び拡大並びに工業用地の保全活用の取り組みに努めること。
 - (3) 認定の日の翌日から起算して3年以内に操業が開始できないときは、本件の認定を取り消します。
2. 本条例に違反したときは、奨励措置の適用の決定を取り消し、既に交付した奨励金の返還を命ずることがあります。
3. この処分に不服のある場合には、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、相模原市長に対して異議申立てをすることができます。